

はじめに

新しいコーデックス加盟国、またはまだ完全にはコーデックス作業に関与していない国は、コーデックス委員会の機能に対する正しい認識をもつ必要があるだろう。コーデックスプログラムは複雑であると思われるかもしれないが、コーデックスは一度、操作上の構成部分に解体されれば、その他の部会に基礎を置く組織と同様のものである。コーデックスは、その任務を達成するために機能する方法を詳しく述べた規則集または手続きを持っている。この規則集、つまりコーデックス手続きマニュアルはモジュール 2.7 で説明されている。

本節はコーデックス委員会の全般的な背景情報と、コーデックス委員会が規格設定作業を実施するためにどのように組織されているかについての情報を提供する。本節は、コーデックス委員会とその下部機関の構造を対象としており、またコーデックス会合がどのように実施されているかを簡単に示している。

モジュール 2.1

コーデックス：歴史的観点

国際食品規格の概念は新しいものではなく、食品の質と安全を管理する要求の存在は最も初期の文明へとさかのぼることができる。アッシリア人の銘版には、穀物の正確な重量と寸法を規定する際に使われる方法が述べられていた。エジプトの巻物は、特定の食品に適用されるラベルを規定していた。紀元前 300 年には、インドの政治家カウティリヤが食品の品質コントロール措置について彼の著作の中で言及している。その他にも、古代ギリシャやローマ、中世イングランドには、消費者を誤認または粗悪な生産物から保護するための食品コントロールシステムについての証拠がある。

「Codex Alimentarius」という言葉はラテン語で「食品基準」を意味している。それゆえ、このコーデックス規格[Codex Alimentarius]はすべての国が使用するための国際食品規格の成文化された基準を集めたものである。コーデックス規格の起源は、オーストリア-ハンガリー帝国（1897-1911 年）が広範囲の食品に対する規格の収集と生産物の仕様書を発展させたことにさかのぼることができる。これは「オーストリア食品規格[Codex Alimentarius Austriacus]」として知られている。法的拘束力は欠如していたものの、法廷では特定の食品に関する同一性の基準を決定するために参照された。

国連食料農業機関

しかしながら、国際プログラムを設立することの決定は、アメリカ合衆国バージニアのホットスプリングで開催された食料農業国際会議に 44 カ国が集まった 1943 年にさかのぼることができるだろう。その会議は「政府が主要食料の栄養成分の基準を普及、改善するのを支援するために」、また「国家間でそのような生産物の交換を支援、保護するための類似の国際基準を定式化し採用すること」を考慮するために、国際機関の設立を勧告した。

世界保健機構

もう 1 つの主要な画期的な事件は、1948 年の、人類の健康を保護する責任と、とりわけ食品規格を確立する任務とを受け持つ責任を持つ世界保健機構の設立だった。1950 年、FAO/WHO 合同専門家会議が栄養と食品添加物および関連分野において始まった。続いて 1953 年に、WHO の最高統治機関である世界保健会議によって、食品産業における化学物質の使用の拡大が、注意を要する新しい公衆衛生問題を引き起こしたという主張がなされた。1955 年にジュネーブで開催された FAO/WHO 合同食品添加物会議は、国連食料農業機関と世界保健機構の事務局長に対し、化学的添加物と食品におけるそれらの安全性に関する技術的また管理的側面に取り組むために 1 つあるいはそれ以上の専門家会議を召集すべきであるとする勧告を出すことに繋がった。

この勧告は 1956 年の、第 1 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議[JECFA]に対する基礎

を提供した。JECFA は当初、食品添加物の安全性を評価するために設立されたとはいえ、その作業は今までは汚染物質や自然発生毒物、食品における動物医薬品の残留の評価も含んでいる。JECFA によって評価される物質は、奇数番号の会合では食品添加物と汚染物質、偶数番号の会合では動物医薬品の残留というように交代する。例えば、JECFA の第 61 回会議（2003 年 6 月）ではいくつかの添加物と汚染物質が検討され、一方で第 62 回会議（2004 年 2 月）ではいくつかの動物医薬品が考察された。

コーデックス・アリメンタリウス・エウロパエウス[Codex Alimentarius Europaeus]

国際プログラムを設立するための決定は、ヨーロッパにおける欧州食品コードを作成する動きによって加速された。1954-1958 年の間に、オーストリアは地域的な食品コードであるコーデックス・アリメンタリウス・エウロパクス、すなわち欧州食品規格の創設を積極的に遂行した。1960 年 10 月、第 1 回 FAO ヨーロッパ地域総会は、地域的なものとは異なる国際的な最低限の食品規格についての合意が望ましいと承認し、また FAO の事務局長に対し、食品規格に関する FAO/WHO 合同プログラムの提案を FAO 総会に提出するよう要請した。総会が以下を認識したとき、広く受け入れられていた意見が具体的なものとされた：

とりわけ急速に統合しつつある欧州市場において、消費者の健康を保護し、品質を確保し、貿易障壁を削減するための重要な手段としての・・・最低限の食品規格とそれに関連する問題（表示要件や分析方法などを含む）について、国際的に合意することの望ましさ。

この地域総会から 4 ヶ月以内に、FAO は国際的な食品規格プログラムの設立につながる提案をもって WHO、欧州経済委員会[ECE]、経済協力開発機構[OECD]そしてヨーロッパコーデックス評議会とともに議論を開始した。

コーデックス委員会[Codex Alimentarius Commission]

1961 年 11 月の FAO 第 11 回会議で画期的な決定がなされた。そこでは、コーデックス委員会[CAC]設立の決議が通過し、FAO/WHO 合同食品規格プログラムに対する WHO の早い段階での承認が要求された。これに続いて 1963 年 5 月の第 16 回世界保健会議で、コーデックス委員会の規約の採択を含め、FAO/WHO 合同食品規格プログラムを設立することが承認された。

コーデックス委員会（しばしば、単に「コーデックス」と呼ばれる）は 2005 年 3 月現在、171 の加盟国と 1 つの加盟組織からなる政府間の機関である¹。コーデックス委員会の会員資格はすべての FAO または WHO の加盟国に開かれている。

コーデックスの任務は消費者の健康を保護し、食品貿易における公正な慣行を確保するために国際食品規格を確立することである。コーデックス規格の重要性は、コーデックス規格を食品安全の国際的な基準として参照する世界貿易機関[WTO]の衛生植物検疫措置の適用に関する協定[SPS]の結果、近年高まっている。

¹ コーデックスのメンバーは新しい国が加わるたびに変化することに注意されるべきである。現在の会員については、時おりコーデックス Web サイトに情報を求めるべきである。

コーデックス委員会の第1回会合は1963年6月にイタリアのミラノで開催された。その後のコーデックス委員会会合の開催地は2つの親組織の本部、すなわちローマとジュネーブとで交代した。たとえば、第26回の委員会会合は2003年6月30日から7月7日までローマで開催され、第27回は2004年6月28日から7月3日までジュネーブで開催された。

ここで注目されるべきことは、コーデックス規格とコーデックス委員会（コーデックス）との間には違いがあるということである。コーデックス委員会はコーデックス規格において公表される食品規格を作成する組織である。この違いについては後のモジュール2.9でさらに明らかにされる。

コーデックス委員会の下部機関によって作成された文書は、加盟国が利用する規格（個別食品規格、最大残留基準[MRL]など）や、推奨される実施規範[code of practice]、加盟国政府に対する助言としての指針から構成される。特別な言及がなければ、本パッケージを通じて「規格」は一般的な意味で使用され、コーデックス文書のすべてのカテゴリーを含む。

コーデックスの評価

設立されて40年になるコーデックスの歴史における画期的な出来事は、コーデックス委員会作業についてのFAO/WHOによる共同の評価である。それは2002年に行われ、FAOとWHOの食品規格作業のあらゆる側面を対象とし、能力開発や科学的助言も含むものであった。コーデックス委員会はその評価報告書を2003年2月の定例外の会合で検討し、そこに含まれていた勧告を実施することを約束した。必要とされる場合には手続きの規則を修正するため、また改革に着手するため、必要な作業が開始された。

参考資料

FAO/WHO. 2002. Report of the Evaluation of the Codex Alimentarius and other FAO and WHO food standards work. Geneva, Switzerland/Rome (<http://www.fao.org/docrep/meeting/005/y7871e/y7871e00.htm> で入手可能)

FAO/WHO.2005. Understanding the Codex Alimentarius. Revised and updated, pp. 1-9. Rome.

コーデックスのウェブサイト: www.codexalimentarius.net

モジュール 2.2

コーデックスとは何か

コーデックス委員会[Codex Alimentarius Commission]（一般的には、単にコーデックス [Codex]と呼ばれる）は FAO/WHO 合同食品規格プログラムを実施するために設立された組織である。言い換えれば、コーデックスは国際食品規格を発展させることを目的とする政府間組織である。コーデックス手続きマニュアルはコーデックスの最も重要な文書の 1 つであり、コーデックス作業に関係するものはすべてその内容に精通すべきである。

コーデックス委員会の規約

最初の規約は 1963 年 5 月に採択された。規約はコーデックス委員会の活動に法的根拠を与え、背景にある概念やその設立理由を公式に反映している。それらは以下に要約する 10 の条項から成る。完全な文章はコーデックス手続きマニュアルで見ることができる。

コーデックス作業に関与するもの、とりわけコーデックス・コンタクト・ポイントは、すべての条項に精通しているのが賢明である。その中心的な条項は第 1 条、2 条、8 条、10 条である。

第 1 条 - 任務

- (a) 消費者の健康を保護し、食品貿易における公正な慣行を確保すること
- (b) 国際的な政府機関と非政府組織により実施されるすべての食品規格作業を調整すること
- (c) 食品規格案の準備の優先順位を決め、着手し、指導すること
- (d) 規格を最終化し、地域的基準あるいは世界的基準としてコーデックス規格に公表すること
- (e) 進歩に照らして適切な調査をした後、公表された規格を修正すること

第 2 条 - 会員資格

コーデックス委員会の会員資格は、国際的な食品規格に関心を持つ、FAO と WHO のすべての加盟国と準加盟国に開かれている。会員は、加盟国としてみなされるという要望を FAO または WHO の事務局長に通知した国家からなるだろう。

言い換えれば、コーデックス委員会に加盟するには、満たさなければならない 2 つの条件が存在する。第 1 に、その国は FAO または WHO の加盟国でなければならない。第 2 に、その国は FAO または WHO のどちらかの事務局長に加盟国となる要望を通知しなければならない。

通知のための手順はモジュール 1.2 に説明されている。会員資格は国家だけに限定されていることにも注意が必要である。例外は地域的な経済共同体（欧州共同体など）である。

第 3 条 - オブザーバー（FAO または WHO の加盟国）

コーデックス委員会の加盟国ではないが委員会の作業に特別の関心を寄せている、FAO または WHO のどの加盟国または準加盟国も FAO あるいは WHO の事務局長へ要請を伝えること

によりコーデックス委員会とその下部機関の会合、および特別会議にオブザーバーとして出席することができる。

FAO または WHO どちらかの加盟国でコーデックス委員会の正規加盟国になることを望まない国はオブザーバーとしてコーデックスの部会に出席することが許可される。オブザーバーとしてそれらは発言することが出来るが、投票することはできない。第3条、第4条に該当するオブザーバーは、手続き規則の下でオブザーバーの地位を認められた国際組織と混同されてはならない（モジュール 2.5 を参照）。

第4条 - オブザーバー（その他の国際連合加盟国）

FAO または WHO のどちらかの加盟国または準加盟国でもないが国際連合の加盟国である国家は、国家にオブザーバーの地位を認めることに関する FAO および WHO の規定に従い、オブザーバーとしてコーデックス委員会の会議に参加するという要請に基づいて招待されることができる。

この条項により、国際連合の加盟国ではあるが FAO または WHO どちらかの加盟国でもない国家がオブザーバーとしてコーデックスの会合に出席することが可能になる。

第5条 - 報告および勧告

コーデックス委員会は FAO 会議と WHO の世界保健会議にそれらの各々の事務局長を通じて報告し、勧告をするだろう。すべての結論や勧告を含む報告書のコピーは利用可能となり次第、情報に関心を持っている加盟国と国際組織に配布される。

コーデックス部会からの報告に関するさらなる詳細はモジュール 2.5 で述べられている。

第6条 - 執行委員会[Executive Committee]

コーデックス委員会は加盟国が属している様々な地理的地域の適切な代表を確保するような構成の執行委員会を設置するものとする。会合の間、執行委員会はコーデックス委員会の執行組織として活動するものとする。

この条項により、コーデックス委員会会合の会期と会期の間におけるコーデックスのプロセスの継続した運営がおこなわれる。執行委員会はコーデックス委員会に代わって決定する（例えば、新しい作業を許可する、規格を採択する）ことはできないが、戦略的な計画や予算、規格作成プロセスを管理することに責任を負う。

第7条 - その他の下部機関

コーデックス委員会は任務の遂行に必要だと思うときには、必要な資金の入手可能性を条件として、その他の下部機関を設立することができる。

この条項はコーデックス委員会に対し、規格を作成するために必要とされる様々な部会や特別部会を設立する権限を与える。

第8条 - 手続き規則[Rules of Procedure]

コーデックス委員会は、FAO および WHO の事務局長による承認に基づき有効となる自身の手続き規定を、FAO および WHO の手続きによって規定されうる承認を条件として、承認し、修正することができる。

これは、コーデックス委員会は手続き規定を修正する権限を持つが、規約を修正することはできないことを意味する。ただ親組織（FAO と WHO）だけが規約を修正することができる。手続き規則の修正は、FAO および WHO の事務局長による、修正への承認に基づき効力を発する。

手続き規則は、特定の定足数が規則の修正のために要求されることを規定している。この特定の定足数は、コーデックス委員会加盟国の過半数（50%+1）である。たとえば、171 の加盟国と 1 つの加盟組織の場合、その特定の定足数は 87 カ国である。その他のすべての場合（例えば、規格を採択すること）に対しては、定足数は加盟国の 20% であり、すなわち 2005 年 3 月現在の会員数に基づくと 34 カ国である。

第 9 条 - 経費（コーデックス委員会と下部機関）

コーデックス委員会と下部機関の運営経費は、加盟国が議長を受け入れたもの以外、FAO/WHO 合同食品規格プログラムの予算によって負担されることになる。それは FAO の財政規則にしたがい、2 つの機関を代表して FAO により管理されることになる。FAO と WHO の事務局長は、それぞれの機関によって負担されるプログラム費用の各々の割当分を共同で決定し、適切な管理機関による承認を受けるため、2 つの機関の正式な予算に含めて対応する年間経費の見積もりを準備するものとする。

これは、コーデックス委員会に作業プログラムを実施するための予算を管理することを可能とする条項である。これらの経費は事務局経費（給料、旅費、実務経費）、採択された規格の公表費用、インフラストラクチャーの費用などに関係する。

第 10 条 - 経費（準備作業）

コーデックス委員会のメンバーにより着手される規格案の準備作業に関係するすべての経費（会議、文書、翻訳に関連するものを含む）は、独立したものまたはコーデックス委員会の勧告に基づくもののどちらであっても、当該政府によって支払われることになる。しかしながら、予算見積もりの範囲内で、コーデックス委員会のために政府が引き受ける準備作業の費用の一部分が、コーデックス委員会の運営費用として認められるよう、コーデックス委員会は勧告することができる。

この条項は、下部機関の準備作業に関係する経費はホスト国の責任である（ワーキングペーパーの翻訳など）ことを明らかにしている。しかしながらこの条項は、正当な理由がある場合（例えば、ホスト国が発展途上国である場合）には、コーデックス委員会に経費の一部を負担するよう規定している。

参考資料

FAO/WHO. 2004. Codex Alimentarius Commission-Procedural Manual. 14th edition, pp.

3-5. Joint FAO/WHO Standards Programme, Rome.

コーデックスウェブサイト：www.codexalimentarius.net

モジュール 2.3

コーデックスはどのように組織されているか

コーデックス委員会がどのように構成されているかを理解すること、また、構造の様々な構成要素の役割についての知識を持つことは重要である。このことにより、国のコーデックス活動に責任を負う人々が活動のどこに焦点を当てるべきかを知ることにつながるだろう。それがまた国家の活動の有効性を高めることにも、国際規格が各国の関心を反映することを確実にすることにもなるだろう。

このモジュールでは、コーデックス委員会の組織的要素の概略を述べ、コーデックス規格案が作成され、加盟国によって協議される場である下部機関（部会と特別部会）の範囲を説明する。コーデックス委員会の構造と機能の基本的な理解は、健全な国際コーデックスプログラムの構築にとって必須である。

コーデックス委員会の組織構造

コーデックス委員会は以下の主要な組織的要素から構成される（組織図はボックス 2.3.1 を参照）。

- a) コーデックス委員会
- b) 執行委員会
- c) コーデックス事務局
- d) コーデックス下部機関
 - 一般問題部会（水平的部会としても知られている）
 - 個別食品部会（垂直的部会としても知られている）
 - FAO/WHO 地域調整部会
 - 政府間特別部会

コーデックス事務局を除いて、これらの組織はすべて、地域的バランスを確保し、適切なステークホルダーの見解を反映することに努めながら、コーデックスメンバーの代表から構成される。

コーデックス委員会

コーデックス委員会は FAO/WHO 合同食品規格プログラムの意思決定組織である。2005 年 3 月現在、コーデックス委員会は 171 の加盟国と 1 つの加盟組織から成る。第 26 回会合においてコーデックス委員会は、各会合が次期会合の時間調整に関する決定を行うと決めた²。コーデックス委員会は現在、FAO の本部が位置するローマと、WHO の本部が位置するジュネーブとで交替で会議をし、年に 1 度会合している。

² コーデックス委員会の第 26 回会合の報告書（ALINORM 03/41, para. 150）

執行委員会

コーデックス委員会は、執行役員を選出する。その任期は役員が選出される会合の終わりから、次の定例会合の終わりまでである。選出される役員にはコーデックス委員会の加盟国の代表の中からの議長 1 人と、3 人の副議長が含まれる。これらの役員は最大で 1 会期まで再選されることが可能である。

コーデックス委員会の執行委員会 (CCEXEC) は、コーデックス委員会の作業の全般的な方向性について勧告を作成する責任を負う。執行委員会は、コーデックス委員会会合の間に集まり、コーデックス委員会の執行機関として活動し、また規格の作成プロセスを管理することに責任をもつ組織である。

執行委員会は、以下の 7 つの地理的位置のそれぞれから 1 加盟国を選ぶことで、地理的にバランスをとっている。すなわち、アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカおよびカリブ、近東、北米、南西太平洋である。各加盟国は、その地域から多くても 2 人のアドバイザーを同伴することができる。しかしながら、アドバイザーは執行委員会の会合で発言しない。地域から選ばれた加盟国は、コーデックス委員会の会合の終わり（そこで選出される）から次の定例会合の終わりまで事務所を維持し、2 つの会合という追加的な会期に対して選出されることができる。続けて 2 期を務めた国には再選の資格はない。

6 つの地域（調整目的のために、北米と南西太平洋は合同させる）の調整役もまた執行委員会のメンバーである。調整役は、そこで指名された委員会会合の終わりから、多くても 3 番目の定例会合の終わりまで事務所を維持することができる。連続する 2 つの会期を担当した後には、調整役は次期に事務所を維持する資格を持たない。

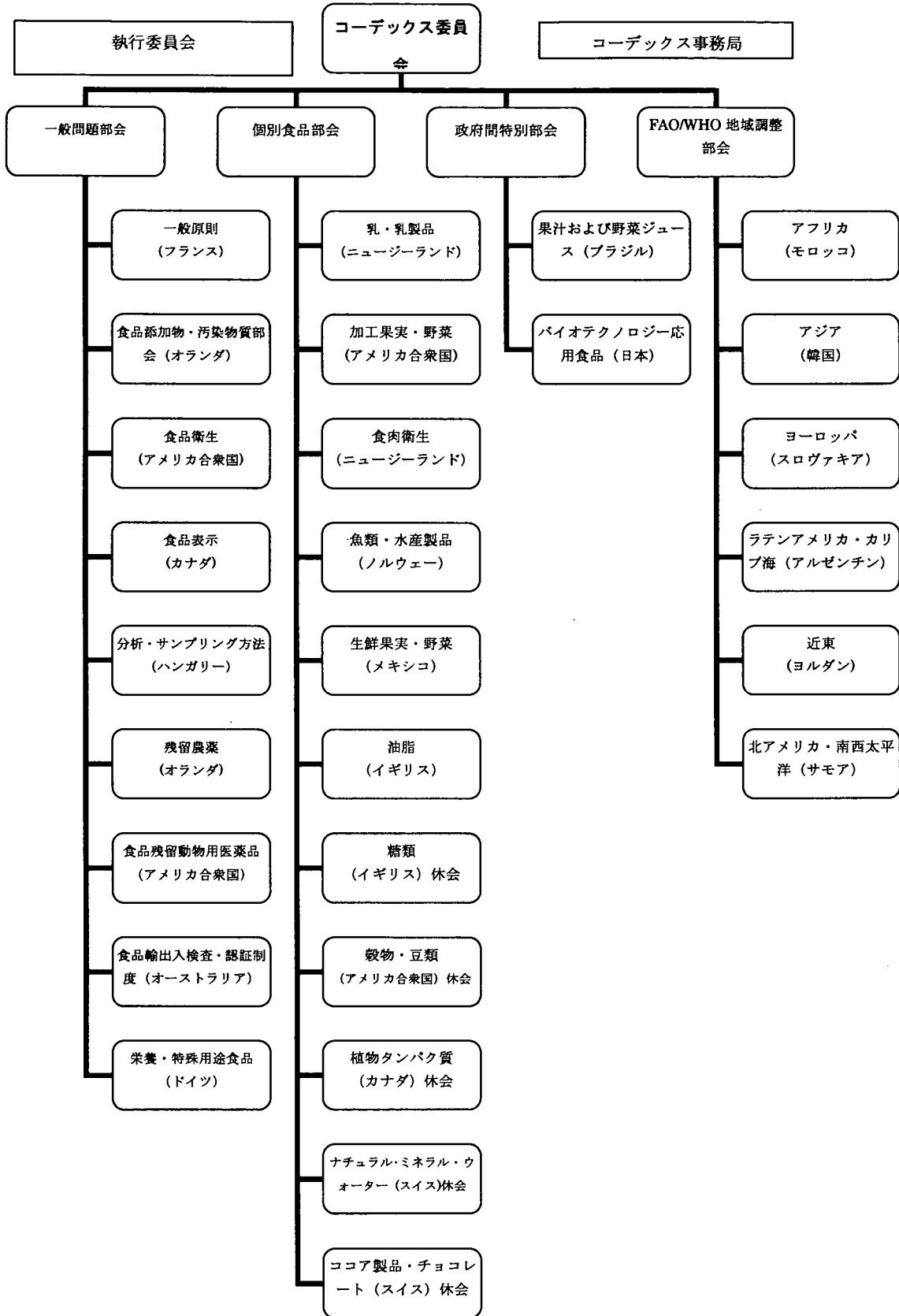
地域の調整役の役割は、コーデックス委員会に提出するため、規格や指針、その他の勧告の案を準備する際に地域の観点を調整することである。また必要な場合には、議論されている事柄や関心事項に関してその地域の視点を助言することにより、執行委員会とコーデックス委員会を支援する。

執行委員会はコーデックス委員会の議長が議長をつとめる。コーデックス執行委員会の全会員数は 17 である。

コーデックス事務局

コーデックス事務局は FAO 本部のあるローマに位置する。コーデックス事務局は FAO/WHO 合同食品規格プログラムの実施に対して責任を負い、ローマにある食品・栄養局 [Food and Nutrition Division] の長を通して FAO 事務局長へ、またジュネーブにある食品安全・動物感染症および食品由来の病気部 [Department of Food Safety, Zoonoses and Foodborne Diseases] の長を通して WHO 事務局長へ報告を行う。事務官は事務局の仕事を調整し、WHO 職員の支援を得て FAO 職員により構成される。事務局はコーデックス委員会と執行委員会の会議を組織し、コーデックス部会のホスト国によって設置された事務局と共同で、下部機関の作業を支援する（以下参照）。これには議題項目の議論のために必要な文書の編集、他者によって行われる準備作業の監督、コーデックス委員会とその下部機関のすべての会議報告書の準備と仕上げが含まれる。

ボックス 2.3.1/コーデックス組織の図



コーデックス下部機関

手続き規則に基づき、コーデックス委員会には4種類の下部機関を設置する権限が与えられている。

- ・ 一般問題部会（しばしば水平的と呼ばれる）はすべての食品に適用可能な規格と指針を確立する。
- ・ 個別食品部会（しばしば垂直的として知られる）は個別の商品の規格を準備する。
- ・ FAO/WHO 地域調整部会は、そこを通して地域や国のグループがその地域における食品規格活動を調整する。
- ・ 政府間特別部会は、時間的制限があり、特定の問題についての規格と指針を準備する。

以上のような部会システムの特徴は、ほとんど例外なく、各部会が加盟国によって主催されていることであり、その国は部会の維持や運営に関する費用、議長の提供に対して責任を負っている。これはホスト国の予算に少なからぬ負担を与え、それゆえ十分な資源をもつ国だけが部会を主催する立場にある。しかしながら、ホスト国には時々それらの部会を発展途上国で開催するよう奨励されることは注意すべきである。例として、CCFAC[食品添加物・汚染物質部会]の第35回会合（2003年3月）がタンザニアのアルーシャで開催されたことが挙げられる。特定の状況（例えば地域の調整役が発展途上国である場合など）では、部会の費用がコーデックス委員会の経費見積もりに含まれるとする規定があるため、FAO/WHO 地域調整部会は例外である。

一般問題部会[General subject committees]

一般問題部会は作業がすべての個別食品部会に関連をもつことからそう呼ばれており、またこの作業はすべての個別食品規格に一律に適用されるので、一般問題部会は時に「水平部会」と呼ばれている。9つの部会がある。

1. 食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）³、オランダによって主催される
2. 食品衛生部会（CCFH）、アメリカ合衆国によって主催される
3. 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）、オーストラリアによって主催される
4. 食品表示部会（CCFL）、カナダによって主催される
5. 一般原則部会（CCGP）、フランスによって主催される
6. 分析・サンプリング方法部会（CCMAS）、ハンガリーによって主催される
7. 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）、ドイツによって主催される
8. 残留農薬部会（CCPR）、オランダによって主催される
9. 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）、アメリカ合衆国によって主催される

とりわけ、一般問題部会は、食品一般、特定の食品と食品グループに適用されるすべてを包括する概念や原理を発展させる；それはコーデックスの個別食品規格の関連規定を承認・再検討したり、専門的な科学組織の助言に基づきながら消費者の健康と安全に関連する重要な勧告を作成したりすることである。CCGP[一般原則部会]は、コーデックス委員会の手続きと一般

³ CAC の第 26 回会合では CCFAC を添加物と汚染物に対する 2 つの部会に分割するという勧告を承認した。

事項を処理する責任を負う。

個別食品部会[Commodity committees]

個別食品部会は特定の食品や特定の種類の食品に対する規格を作成する責任を負う。「水平的」部会と区別し、全面的な責任を識別するために、それらはしばしば「垂直的」部会と呼ばれる。11の部会が存在するが、そのうち5つは無期限に休会している。

1. 油脂部会(CCFO)、英国によって主催される
2. 魚類・水産製品部会 (CCFFP)、ノルウェーによって主催される
3. 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)、メキシコによって主催される
4. 食肉衛生部会 (CCMH)、ニュージーランドによって主催される
5. 乳・乳製品 (CCMMP)、ニュージーランドによって主催される
6. 加工果実・野菜部会 (CCPFV)、アメリカ合衆国によって主催される
7. 穀物・豆類部会 (CCCPL)、アメリカ合衆国によって主催される (無期限の休会)
8. ココア製品・チョコレート部会 (CCCPC)、スイスによって主催される (無期限の休会)
9. ナチュラル・ミネラルウォーター部会 (CCNMW)、スイスによって主催される (無期限の休会)
10. 糖類部会 (CCS)、英国によって主催される (無期限の休会)
11. 植物タンパク質部会 (CCVP)、カナダによって主催される (無期限の休会)

個別食品部会は必要に応じて召集され、またコーデックス委員会がその仕事が完成したと決定した場合に休会または廃止される。無期限という言葉は、コーデックス委員会が休止している部会に適用される (すなわち、休会となる)。必要に応じて、ホスト国は1、2年の間隔でコーデックス下部機関の会議を召集する。

FAO/WHO 地域調整部会[FAO/WHO coordinating committees]

FAO/WHO 地域調整部会はホスト国を持たない。これらはコーデックス委員会に対し責任を負う意思を伝えている、各地域の1加盟国によって主催される。6つのFAO/WHO 地域調整部会が存在する、すなわちそれぞれの部会が以下の地域に対してある：

1. アフリカ (CCAFRICA)
2. アジア (CCASIA)
3. ヨーロッパ (CCEURO)
4. ラテンアメリカ・カリブ海 (CCLAC)
5. 近東 (CCNEA)
6. 北米アメリカ・南西太平洋

政府間特別部会[Ad hoc intergovernmental task force]

政府間特別部会は特別な目的をもって、限られた期間、通常は4年の限度を超えない間で設立される。水平的部会と垂直的部会の場合、コーデックスの特別部会は加盟国によって主催される。

2005年3月現在、2つの部会が設立されている。すなわち、日本によって主催されるバイオテクノロジー応用食品特別部会と、ブラジルによって主催される果汁・野菜ジュース特別部会である。上述したように、これらの部会は仕事が完了すると解体される。

参考資料

FAO/WHO.2004. Codex Alimentarius Commission-Procedural Manual.14th edition,pp.108-144.Joint FAO/WHO Food Standards Programme,Rome

FAO/WHO.2005. Understanding the Codex Alimentarius. Revised and updated, pp.16-9.Rome.

コーデックスのウェブサイト：www.codexalimentarius.net

モジュール 2.4

どの部会にわが国は参加するべきか

発展途上国と小規模経済を持つ国の大半は、また実際はいくつかの先進国でさえも、現在活動中のすべてのコーデックス部会や特別部会、コーデックス執行委員会やコーデックス委員会自体の作業に参加するための資源を持っているわけではない。したがって、各国は国にとって最も重要な規格の議論と作成に関与していることを確実にするために、優先順位を付け、資源を集中させるべきである。

このモジュールは様々なコーデックス下部機関（すなわち、部会と特別部会）の委任事項の概略を述べる。この目的は、国家が、どのコーデックス下部機関が優先されるべきかを確定するための支援をすることである。すべての下部機関の委任事項、過去の会合の日時やホスト国はコーデックス手続きマニュアルで示されている。このモジュールはまた、このプロセスについて国家を案内することを目指した応用問題（問題 2.4.1）も含んでいる。問題を完成すると、コーデックスワークショップの参加者は、FAO/WHO 地域調整部会を除く、2つの最優先の下部機関を特定することが期待される。明らかに、トレーニング環境以外でも、この応用問題は国の政策決定者がコーデックスの優先事項を決定するのに役立つ道具である。その性質ゆえに、国家には積極的に FAO/WHO 地域調整部会に参加することが強く奨励される。

様々な規格や指針、勧告の文書を作成するのは下部機関であるけれども、そのような文書はコーデックス委員会によって採択されるまで「公式の」コーデックス規格にはならない（作成プロセスに関するモジュール 2.6 を参照）。それゆえ国によっては、文書が採択されるコーデックス会議に参加することに不十分な資源を集中させる傾向があるかもしれない。しかしながら、部会や特別部会では文書の言葉遣いの草案作成や協議が行われているため、このことは国にとって最善とならないかもしれない。コーデックス委員会の会議で提起されるべき特定の問題（経済的利益への影響など）に対する規定がコーデックス手続きマニュアルにあるとはいえ、関連部会や特別部会での規格作成において、特別な関心事項が考慮されるよう国が確保することが大変望ましい。

国は、コーデックスの資源をどこに集中させるべきかを決定するとき、多くの要素を考慮する必要がある。考慮すべき事柄のいくつかは以下を含む：

- その国家の重要な食品安全／健康問題は何か
- 消費者に最も重要な問題は何か
- その国家の経済に貢献している主要な一次農産物の輸出産業は何か
- 主要な農産物輸入品は何か
- 政府によって特定されている農産物の優先順位は何か
- 上記で確定された領域に関連する規格や指針、関連文書はどのコーデックス部会が作成しているか
- どのような資源（例えば、時間、資金など）がコーデックスプログラムに関与するために利用可能であるか

モジュール 2.3 において、手続き規則によれば、コーデックス委員会は 4 種の下部機関を設

立できることに言及されている：

- ・ 一般問題または水平的部会
- ・ 個別食品または垂直的部会
- ・ FAO/WHO 地域調整部会
- ・ 政府間特別部会

コーデックス下部機関の委任事項の概要は以下で示される。

一般問題部会

食品添加物・汚染物質部会〔CCFAC〕

CCFAC はコーデックス委員会の最初の部会の一つであり、1964 年に初会合がなされた。以下の事項が委託されている：

- ・ 食品添加物、汚染物質、自然発生毒物と動物飼料に対する最大残留基準の許容値あるいは指針値を確立し、承認する
- ・ FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)による評価のために食品添加物と汚染物質の優先順位リストを準備する
- ・ 食品添加物の同一性[identity]と純度[purity]に関する仕様書[Specification]を勧告する
- ・ 分析方法を検討する
- ・ 関連する問題に対する規格とコードを検討し作成する

部会によって承認された添加物のみがコーデックス規格に組み入れられることに注意すべきである。この作業に関する科学的基礎は JECFA によって提供される（モジュール 4.3 参照）。この部会からの文書は「第 1A 巻・コーデックス規格の一般要件」に示されている（モジュール 2.9 参照）。

食品衛生部会[CCFH]

CCFH は 1964 年に初めて召集され、以下の事項が委任されている：

- ・ 食品衛生における基礎的な規定案を作成する
- ・ コーデックスの個別食品部会によって準備された衛生規定、およびコーデックスの個別食品規格や実施規範に含まれている衛生規定を検討し、必要に応じて修正し、承認する
- ・ コーデックス委員会によって委託されている特別の衛生問題を検討する
- ・ 国際レベルでの微生物学的リスクアセスメントの領域を示唆し、優先順位をつけ、またリスクアセッサによって処理されるべき問題を明らかにする
- ・ 食品衛生に関連する、また FAO と WHO のリスクアセスメントに関連する微生物学的なリスクマネジメントの問題を検討する

この部会によって作成された文書の例が推奨される国際実施規範、すなわち、危害分析および重要管理点(HACCP)システムに関連する付記とその応用に関する指針を含む食品衛生の一般原則である。この部会によって作成された文書は「第 1B 巻・コーデックス委員会と食品衛生—基本文書（第 3 版、コーデックス委員会、2003）に示されている。FAO/WHO 合同微生物学

的リスクアセスメント専門家会議(JEMRA)は、食品における微生物学的危害に関して CCFH に科学的助言を提供するために設立された（モジュール 4.5 参照）。

食品輸出入検査・認証制度部会[CCFICS]

コーデックス委員会の第 22 回会合によって設立され、CCFICS 第 1 回会合は 1992 年に行われた。その委任事項は以下の通りである：

- ・ 輸出入国の管轄当局による措置の適用と、また適切な場合には品質保証システムの利用に対する方法と手続きを調和させるという視点で、原則や指針を作成する
- ・ 国が要求する可能性のある公的証明書のフォーマットや、申告、言葉遣いに関する指針や規準を作成する
- ・ 情報交換のための勧告を作成する
- ・ 食品検査や認証制度に関連する事項について活動している他の国際的なグループと、必要に応じて協議する
- ・ コーデックス委員会によって委託された、食品検査や認証制度に関連するその他の事項を検討する

食品輸出入の検査や認証制度に関する原則が、CCFICS によって作成された文書タイプの例である。CCFICS によって作成された規格はコーデックス規格の第 1A 巻に掲載されている。

食品表示部会（CCFL）

CCFL には以下が委任されている：

- ・ 食品に適用可能な表示に関する規定案を作成する
- ・ 規格や実施規範、指針案を作成しているコーデックス部会によって準備された表示に関する特定の規定を検討し、必要に応じて修正し、承認する
- ・ コーデックス委員会によって委託された特別の表示問題を研究する
- ・ 表示内容や誤認を招く説明[claim]に特に考慮して、食品広告に関連する問題を研究する

CCFL の作業の例は、事前包装された食品の表示に関するコーデックス一般規格である。この部会の文書は食品表示 - 完全版文書（Codex Alimentarius 2001）に掲載されている。

一般原則部会[CCGP]

CCGP は、1965 年に設立され、コーデックス委員会によって参照されるような手続きおよび一般的問題を処理することが委任されている。コーデックス部会に対する指針を作成したり、経済的影響に関する言及を調整するメカニズムを開発したり、食品の国際貿易に関する倫理規範を確立することに対する責任も負う。

CCGP は、コーデックス委員会による採択に関する勧告修正を含む、コーデックス手続き規則マニュアルに全般的な責任を負う。

分析・サンプリング方法部会[CCMAS]

コーデックス作業のきわめて重要な部分は、国際貿易における食品の変化に関する分析とサ

ンプリングの方法を決定することである。CCMAS には以下が委任されている：

- ・ コーデックスの分析とサンプリングの方法に適切な基準を定義すること
- ・ 分析とサンプリングの方法、実験室に対する品質保証システムに関して活動するその他の国際的グループと共に、調整組織としてコーデックスのために機能する
- ・ 農薬や動物用医薬品の残留に関する分析やサンプリングの方法、食品における微生物学的な品質や安全性のアセスメント、食品添加物に対する仕様書のアセスメントなど、本部会の委任事項に該当しないことを除き、コーデックスの食品部会によって提案される分析・サンプリング方法を検討し、必要があれば修正し、適切なものとして承認する
- ・ 必要とされる可能性のあるサンプリング計画と手続きを作成する
- ・ 特定のサンプリングと分析の問題を検討する
- ・ 食品実験室の技能および実験室の品質保証システムをアセスメントするための手続き、計画、指針あるいは関連文書を定義する

本部会によって作成された文書はコーデックス規格 13 巻に掲載されている。

栄養・特殊用途食品部会 [CCNFSDU]

CCNFSDU はコーデックス委員会の創設時に設立された。CCNFSDU には以下が委任されている：

- ・ コーデックス委員会によって委託された特定の栄養問題を研究する
- ・ 食品の栄養側面に関して一般規定案を作成する
- ・ 必要な場合には他の部会と協力して特殊用途食品に関連する規格や指針、文書を作成する
- ・ コーデックス規格に含めることが提案されている栄養に関する規定、指針、関連文書を検討し、必要があれば修正し、承認する

CCNFSDU は、食品へ不可欠な栄養を添加することに関する一般原則や、グルテンを含まない食品に関するコーデックス規格のような、特に幼児や子供向けの食品などの特殊用途を持つ食品の品質と安全性を確保するための文書を作成する。本部会によって作成された文書はコーデックス規格第 4 巻に掲載されている。

残留農薬部会 [CCPR]

CCPR の最初の会合は 1966 年であり、以下が委任されている：

- ・ 食品における残留農薬の最大残留基準を設定する
- ・ 特定の動物飼料における農薬の最大残留基準を設定する
- ・ FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による評価のために食品における農薬の優先リストを準備する
- ・ 農薬残留の測定のためのサンプリングと分析の方法を検討する
- ・ 農薬残留を含む食品と飼料の安全性に関するその他の問題を検討する
- ・ 特別の食品や食品グループにおいて科学的または農薬とその他の類似性を示す、環境および産業による汚染物質に対する最大基準値を設定する

本部会による最大残留基準地はコーデックス規格第 2B 巻に掲載されている。科学的な助言

は JMPR によって本部会に提供される（モジュール 4.4 参照）。

食品残留動物用医薬品[CCRVDV]

CCRVDV は 1985 年に設立され、1986 年に始めて会合を行った。CCRVDV には以下が委任されている：

- ・ 食品における動物用医薬品の残留を検討するため優先事項を決める
- ・ そのような物質の最大基準値を勧告する
- ・ 実施規範を作成する
- ・ 食品における動物用医薬品の残留の測定に関するサンプリングと分析の方法を検討する

動物用医薬品の使用と動物用医薬品の残留のコントロールに関する実施規範と指針および動物用医薬品の最大残留基準値もコーデックス規格第 3 巻に掲載されている。

個別食品部会

油脂部会[CCFO]

CCFO には、マーガリンやオリーブオイルを含む、動物、植物および海洋性の油脂に対する世界的な規格を作成することが委任されている。CCFO によって作成された規格と実施規範はコーデックス規格第 8 巻に掲載されている。

魚類・水産製品部会[CCFFP]

CCFFP は、生鮮、冷凍（急速冷凍を含む）または別の方法で加工された魚、甲殻類、軟体動物に対する世界的な規格を作成するという委任事項を持つ。CCFFP によって開発された規格と関連する文書はコーデックス規格第 9 巻に掲載されている。

生鮮果実・野菜部会[CCFFV]

熱帯生鮮果実および野菜部会として 1987 年の第 17 回委員会会合で設立され、その名称と委任事項は 1995 年の第 20 回会合で修正された。CCFFV には以下が委任されている：

- ・ 世界的な規格と実施規範を作成する
- ・ 規格や実施規範の重複がなく、しかも同じ一般的フォーマットに従うことの確保に特に考慮しながら、世界的な規格と実施規範の作成に関して、腐敗しやすい生産物の規格化に関する UN/ECE の作業部会と協議する
- ・ 生鮮果実・野菜の規格化の分野における他の国際機関と必要に応じて協議する

本部会によって作成された規格はコーデックス規格第 5B 巻に掲載されている。

食肉衛生部会 [CCMH]

CCMH には、世界的な規格および／または食肉衛生に適切と考えられる場合には実施規範の作成が委任されている。本部会によって作成された文書はコーデックス規格第 10 巻に掲載されている。

乳・乳製品部会[CCMMP]

CCMMP は、1994 年に初会合が開催され、乳および乳製品に関連する世界的規格、コード、文書を作成することが委任されている。CCMP において作成された規格はコーデックス規格第 12 巻に掲載されている。

加工果実・野菜部会[CCPFV]

CCPFV の委任事項は、1999 年の第 23 回委員会会合において、廃止された規格化に関する ECE/コーデックス共同専門家グループ（急速冷凍食品）の作業を含むよう拡大された。

これは結果として、乾燥果実、缶詰された乾燥豆、ジャムやゼリーのようすべての種類加工果実および、急速冷凍された果実および野菜に対する（しかし、乾燥プルーンや果実野菜果汁は含まない）世界的な規格の作成が委任されることにつながった。コーデックス委員会はまた、CCPFV に急速冷凍果実および野菜の規格の改正の作業を委任した。

本部会によって作成された規格はコーデックス規格第 5A 巻に掲載されている。

穀物・豆類部会[CCCPL]

CCCPL は、穀物、豆類とそれらの生産物に対する世界的な規格および／または、適切と考えられる場合には実施規範を作成するため、1980 年に初めて会合を行った。CCCPL は無期限に休会している。CCCPL によって作成された規格はコーデックス第 11 巻に掲載されている。

ココア製品・チョコレート部会[CCCPC]

CCCPC にはココア製品とチョコレートに対する世界的な規格を作成することが委任されている。CCCPC は無期限に休会している。本部会によって作成された規格はコーデックス規格第 11 巻に掲載されている。

ナチュラル・ミネラル・ウォーター部会[CCNMW]

当初、地域の（ヨーロッパの）コーデックス部会として設立されたがそれ以来、ナチュラル・ミネラル・ウォーターと、ナチュラル・ミネラル・ウォーター以外の瓶詰め（パックされた）ウォーターに対する世界的な規格を作成する作業が委任された。CCNMW は無期限に休会している。本部会によって作成された規格はコーデックス規格第 11 巻に掲載されている。

糖類部会[CCS]

CCS には全タイプの糖類および糖類製品のための世界的な規格を作成することが委任されている。CCS は無期限に休会している。本部会によって作成された規格はコーデックス規格第 11 巻に掲載されている。

植物タンパク質部会[CCVP]

CCVP は、人の消費に用いられる植物界の構成要素に由来する植物性タンパク質製品に関す